

児童憲章（昭和26年5月5日制定）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育をうける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての八潮市ふれあい福祉部 保育課 保育係
献するように、みちびかれる。

八潮市民憲章（平成14年1月15日制定）

わたくしたちは、八潮市民であることに誇りと自覚をもち、
明るく住みよい、豊かで平和なまちを築くため、
この憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、水と緑の美しいまちをつくります。
- 1 思いやりを大切にし、笑顔があふれる家庭とまちをつくります。
- 1 ルールを守り、安心して暮らせるまちをつくります。
- 1 生涯にわたり楽しく学び、文化の高いまちをつくります。
- 1 働く喜びを持ち、活気あるまちをつくります。

八潮市子ども憲章（平成14年1月15日制定）

水と緑に恵まれた八潮市に生きる私たちは、
輝かしい未来と無限の可能性に向かい
健やかに成長していくことを誓い、
ここに「八潮市子ども憲章」を定めます。

- 健康・命** わたしたちは、ひとつしかない尊い命を大切にし、
明るく健康な生活をします。
- 思いやり** わたしたちは、いつも友だちや周囲の人に対する
思いやりの心と感謝の心を持ち続けます。
- 家族** わたしたちは、かけがえのない家族を大切にし、
協力し合い助け合います。
- 夢・希望** わたしたちは、大きな夢や希望をもち、自ら進んで
自分の道を切り開いていきます。
- 環境** わたしたちは、このまちの豊かな自然を大切にし、
環境にやさしい生活をします。